

企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

企業局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則（昭和43年岩手県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職)</p> <p>第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 事業所の所長、主幹、技術主幹、次長、課長、<u>特命課長</u>及び上席技術専門員</p>	<p>(職)</p> <p>第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 事業所の所長、主幹、技術主幹、次長、課長及び上席技術専門員</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。